

各 位

会 社 名
代 表 者 名

2018年6月25日
東 京 都 港 区 新 橋 三 丁 目 20 番 1 号
東 和 フ ー ド サ ー ビ ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 岸 野 禎 則
(コード番号：3329)
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員 菅 野 政 彦
TEL：(03) - 5843 - 7666

問 合 せ 先

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年6月25日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を、2018年7月31日に開催予定の第19期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「100年企業へ」というスローガンのもと、経営体制の一層の強化と充実を図り、今後の経営環境の変化に機動的に対応する為、既存の役付取締役に加えて新たな役付取締役の地位を創設し、また当該役付取締役を定めることができる旨をそれぞれ定款に追加するものであります。

2. 変更の内容 (変更箇所は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章</p> <p>第 14 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章</p> <p>第 14 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役会長</u>、<u>または取締役CEO</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長</u>または<u>取締役CEO</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>

第4章 取締役会	第4章 取締役会
第22条（代表取締役および役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。	第22条（代表取締役および役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。
2 取締役会は、その決議によって取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定める事ができる。	2 取締役会は、その決議によって取締役の中から、取締役会長、取締役社長、 <u>取締役CEO、取締役COO</u> 各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定める事ができる。 <u>また、取締役会は、必要に応じて、新たな役付取締役の地位を創設し、当該役付取締役を定めることができる。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2018年7月31日（火）

定款変更の効力発生日

2018年7月31日（火）

以上